

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 大阪国際空港庁舎空気調和設備その他工事

令和6年5月23日

開札年月日 令和6年5月24日 （落札決定日 令和6年5月29日 ）

令和6年5月27日

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥470,800,000 -

落札者 三神工業株式会社

予定価格 ￥471,130,000 -

積算額 ￥471,130,000 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥428,300,000 -

調査基準価格 ￥433,439,600 - 調査基準価格の100/110 ￥394,036,000 -

基準評価値 23.348

第17回見積 成立

入札参加者	評価点 (満点154点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
三神工業株式会社	142.0	589,000,000	-	-	526,900,000	-	-	
三菱電機システムサービス株式会社	-	770,000,000	-	-	760,000,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

※本工事は、入札説明書7.(5)に基づく施工体制確認のためのヒアリングを実施し、令和6年5月29日に落札者を決定した。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）「見積徴取の経過」

件 名 大阪国際空港庁舎空気調和設備その他工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点154点)	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			第5回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
三神工業株式会社	-	464,800,000	-	-	462,000,000	-	-	459,000,000	-	-	448,000,000	-	-	444,000,000	-	-	
三菱電機システムサービス株式会社	-	辞退															
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点154点)	第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			第9回見積徴取			第10回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
三神工業株式会社	-	442,000,000	-	-	441,000,000	-	-	440,000,000	-	-	439,000,000	-	-	438,000,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点154点)	第11回見積徴取			第12回見積徴取			第13回見積徴取			第14回見積徴取			第15回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
三神工業株式会社	-	437,000,000	-	-	436,000,000	-	-	435,000,000	-	-	434,000,000	-	-	433,000,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点154点)	第16回見積徴取			第17回見積徴取			第18回見積徴取			第19回見積徴取			第20回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ≧ 基準評価値	
三神工業株式会社	142.0	430,000,000	-	-	428,000,000	33.177	○										成立

※ 第2回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

